

一 般 資 金 会 計 規 定

第1条 本規定は会計規定第5条にもとづいて定める。

第2条 収入金の勘定科目を次のとおりとする。

勘 定 科 目	備 考
本 部 費	組合員より徴収する通常の組合費を計上する。
雑 収 入	預金利息等の上記以外の収入を計上する。

第3条 支出金の勘定科目を次のとおりとする。

勘 定 科 目	口 座	備 考
会 議 費	大 会 費	大会の開催に必要な費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
	中央執行委員会	中央執行委員会の開催に必要な費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
	そ の 他 会 議	上記以外の会議の開催に必要な費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
	研 修 会	研修会の開催に必要な費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
	行 事 費	本部主催の行事に必要な費用を計上する。
	交 渉 業 務 費	交渉に必要な費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
	渉 外 関 係 費	中央執行委員の行動に関する費用を計上する。 但し、旅費・日当の勘定科目がこれを優先する。
旅 費 ・ 日 当	支部旅費・日当	支部組合員の組合業務に要した旅費、日当を計上する。
	中執旅費・日当	中央執行委員の組合業務に要した旅費、日当を計上する。
印 刷 費	印 刷 費	議案書、機関誌等の印刷に要した費用を計上する。
通 信 費	通 信 費	電話、電報、切手、ハガキ代等を計上する。
調 査 費	調 査 費	書籍、新聞等の購入代金及び各種セミナー参加など調査活動全般に必要な費用を計上する。
人 件 費	人 件 費	組合専従者の賃金・一時金・福利厚生費を計上する。 中央執行委員の役員特別行動費・手当を計上する。 専従者が上級団体の専従者となり上級団体から賃金等が入金される場合その金額を計上する。
諸 経 費	文具・消耗品費	文房具、用紙等の費用を計上する。
	備 品 費	耐用1年以上、取得価格原則5万円以上のものの購入代金を計上する。
	雑 費	いずれにも属さない経費を計上する。
交 付 金	交 付 金	本部から支部、分会への交付金を計上する。
交 流 費	フ ード 連 合	フード連合への加入金、会費等を計上する。 政策制度支援活動に必要な諸費用について計上する。
	対 外 支 援	経済支援等社会貢献活動に必要な経費を計上する。
	そ の 他	その他団体への加入金、会費等を計上する。
組合活動犠牲者 救 護 金	組合活動犠牲者 救 護 金	組合災害保険の保険料の一部（掛捨部分）を計上する。

予備費	上記経費の予備金を計上する。
-----	----------------

第4条 資産、負債の勘定科目を次のとおりとする。

勘定科目	備考
現金	現金手元残高を計上する。
預金	金融機関への各種預金、保険料（積立部分）を計上する。
備品	耐用1年以上、取得価格原則5万円以上のものを計上する。
未収入金	後日必ず組合の収入となるもので、現在収入金として取り扱えないものを計上する。
仮払金	勘定科目等が不明確なため、後日精算を要する一時的支出を計上する。
未払金	後日必ず組合が支出を要するもので、現在未払いのものを計上する。

第5条 現金、預金の受入れはすべて㊸収入伝票、㊹収入伝票に日付、勘定科目、口座、内容、金額を明記し入金する。

第6条 現金、預金の支出はすべて㊸支払伝票、㊹支払伝票に日付、勘定科目、口座、内容、金額を明記し支出する。

第7条 ㊸支払伝票 ㊹支払伝票には必ず領収証もしくは支払の事実を証明出来る証書を添付しなければならない。但し、㊸支払伝票、㊹支払伝票に受領者の記名捺印を得て領収証の代用とすることができる。

第8条 特殊の支出で領収証がない場合、執行委員長の領収証で代用することができる。

第9条 収入伝票、支払伝票には執行委員長の捺印を要する。
但し、執行委員長の代りに書記長の捺印でも可とする。

第10条 この規定は昭和52年8月1日より実施する。

(S60.8改定) (S61.8改定) (H3.8改定) (H4.8改定) (H5.8改定)
(H7.8改定) (H11.8改定) (H15.9改定) (H19.3改定) (H20.8改定)
(2019.8改定) (2024.8改正)